

報告第 4 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 6 月 6 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成28年 4月27日	87,480円	■■■■■ ■■■■■	平成28年4月13日正午頃、羽曳野市碓井4丁目8番3号大阪府営羽曳野碓井住宅の駐車場において、公用車が左にハンドルを切り発進した際、駐車場ポールに接触し破損させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
平成28年 5月12日	54,000円	■■■■■ ■■■■■	平成28年4月22日午前9時50分頃、羽曳野市野339番地の1において、公用車が後退した際、建物付属の倉庫に接触し破損させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。